

## 広島県告示第四百九号

令和六年広島県告示第二百二十二号で命じた次の区域に係る高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物、家きん飼養器具その他高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入禁止措置は、令和六年四月十日に解除した。

令和六年四月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移動及び移出入を禁止した区域

山県郡北広島町海応寺、山県郡北広島町上石、山県郡北広島町下石